

令和5年度 第1回

随時監査結果報告書

(補助監査)

室戸市監査委員

5室監第30号

令和5年12月25日

様

室戸市監査委員 谷口 稀稔

室戸市監査委員 河本 竜二

随時監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第5項の規定により、随時監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり報告します。

第1	監査の対象	2
第2	監査の期間	2
第3	監査の方法	2
第4	補助金等の名称、補助額、補助目的及び根拠	2
第5	監査の結果	3
	・室戸市体育会補助金（生涯学習課）	3
第6	まとめ	6

第1 監査の対象

令和4年度及び令和5年度において、市が財政援助を行った団体から
1 団体を選定し、監査を実施した。

第2 監査の期間

令和5年11月20日～令和5年12月21日まで

第3 監査の方法

令和4年度及び令和5年度に交付した補助金等について、担当課より資料の提出を求めるとともに、出納関係諸帳簿の提出を願い、担当課長等より事情を聴取し、次の項目を着眼点として監査を実施した。

- ① 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。
- ② 補助金等の額の算出の根拠は明確であるか。
- ③ 補助金等の効果。

第4 補助金等の名称、補助額、補助目的及び支出根拠

補助金等の名称	補助額(円)	目的	支出根拠	担当課
室戸市体育会補助金	令和4年度 565,773	室戸市内のアマチュア体育団体で組織し、各種大会や研修会、講習会を実施することで、スポーツの振興、普及、健康増進を図る。	室戸市補助金交付規則	教育委員会 生涯学習課

第5 監査の結果

令和4年度における財政的援助にかかる出納その他の事務執行について監査した結果は次のとおりである。

- 室戸市体育会補助金

〈室戸市体育会〉

所在地 室戸市浮津432番地1

役員等（令和4年4月1日現在）

名誉会長1人、顧問1人、会長1人、副会長1人、理事長1人

副理事長1人、常任理事12人、理事16人、監査2人

① 補助金等の交付目的及び補助金等対象事業の内容は明確か。

市内のアマチュア体育団体で組織し、各種大会や研修会、講習会を実施することにより、住民等に実技指導などのスポーツに関する啓発・指導を行い、スポーツの振興・普及、交流人口の増加、健康増進を図るため、市外の方々も参加できる体制を構築し、交流することによって、室戸市体育祭、室戸市選手権大会などの大会を開催・運営する経費として補助金を交付するものである。

令和4年度収支精算書

(収入の部)

(単位:円)

科目	予算額	実績精算書	説明
繰越金	2	2	前年度繰越金
市補助金	828,000	565,773	室戸市補助金
参加料	8,000	6,500	ビーチボールバレー大会参加料一人100円
利息	0	2	利息
計	836,002	572,277	

(支出の部)

(単位:円)

科目	予算額	実績精算書	説明
運営費	561,500	446,720	運営費
報償費	105,000	49,520	体育会表彰式記念品
消耗品費	65,000	44,041	バレーボール景品等
印刷製本費	18,000	0	表彰状
通信運搬費	29,002	10,552	切手代
施設使用料	47,500	15,500	県立体育館等
雑費	10,000	5,940	振込手数料
その他	0	4	繰越金(利息)
計	836,002	572,277	

② 補助金等の額の算定、根拠は明確であるか。

令和4年度室戸市体育会各部予算配分表及び事務局費

	種 目	予算運営費	配分率(%)		種 目	予算運営費	配分率(%)
1	陸 上	192,500	23.2	11	テ ニ ス	19,000	2.3
2	バドミントン	54,000	6.5	12	グラウンド・ゴルフ	19,000	2.3
3	剣 道	43,000	5.2				
4	相 撲	40,000	4.8				
5	野 球	40,000	4.8				
6	卓 球	40,000	4.8				
7	バレーボール	40,000	4.8		小 計	561,500	67.8
8	水 泳	28,000	3.4				
9	ペタング	23,000	2.8		事 務 局 費	266,500	32.2
10	柔 道	23,000	2.8		合 計	828,000	100.0

令和5年度収支予算書

(収入の部)

(単位:円)

科 目	予算額	前年度実績精算書	説 明
繰 越 金	2	2	前年度繰越金
補 助 金	800,000	565,773	室戸市補助金
参 加 料	8,000	6,500	ビーチボールバレー大会参加料
雑 入	0	2	利息
計	808,002	572,277	

(支出の部)

(単位:円)

科 目	予算額	前年度実績精算書	説 明
運 営 費	561,500	446,720	運営費
報 償 費	95,000	49,520	体育会賞記念品
消 耗 品 費	55,000	44,041	コピー用紙等
印 刷 製 本 費	18,000	0	表彰状
通 信 運 搬 費	21,002	10,552	切手代
施 設 使 用 料	47,500	15,500	県立体育館他
手 数 料	10,000	5,940	振込手数料
繰 越 金	0	4	前年度利息分
計	808,002	572,277	

令和4年度 スポーツ推進事業実績

	月 日	行事名	場所	対象	人数
1	5月11日	室戸市体育会理事総会	室戸市役所第1会議室	体育会理事	6
2	5月19日	室戸市スポーツ少年団総会	室戸市役所第1会議室	一般	3
3	6月16日	室戸市スポーツ推進委員総会	室戸市役所第6会議室	スポーツ推進委員	5
4	4月24日	第60回高知県高校相撲室戸大会	室戸市中央公園相撲場	県内高校生	3団体
第41回室戸市体育祭（3種目）					
5	5月13日	グラウンド・ゴルフ	室戸市中央公園芝生広場	一般	11
6	5月29日	軟式野球	マリン球場他	一般	14チーム
7	6月5日	バドミントン	県立室戸体育館	小中高一般	45
8	7月24日	第47回ビーチボールバレー大会	室戸勤労者体育センター	一般	25
9	8月28日	第42回東部学童競泳選手権大会	室戸小学校プール	小学生	通信
令和4年度体力づくり市民大会（4種目）					
10	9月10日	体力テスト	室戸勤労者体育センター	一般	5
11	11月13日	バドミントン	県立室戸体育館	小中高一般	45
12	11月16日	グラウンド・ゴルフ	室戸市中央公園芝生広場	一般	11
13	12月18日	ビーチボール	室戸勤労者体育センター	一般	40
14	9月25日	県民スポーツフェスティバル2022	高知市・他	一般	0
15	10月23日	第23回室戸岬健康マラソン大会兼 第60回室戸ロードレース	とろむ～三津	一般	501
16		第19回ペタンク市長杯	室戸広域公園 多目的広場	一般	32
17	1月15日	第39回室戸岬一周駅伝競走	市役所～室戸岬一周	一般	231
18	2月11日	令和4年度体育会表彰	やすらぎ「きらきらひろば」	中高一般	13
19	3月12日	第27回ペタンク交流大会	中央公園グラウンド	一般	38
20	3月12日	第65回バドミントン選手権大会	県立室戸体育館	小中高一般	45
21	3月27日 30日	第47回高知県少年野球春季選手権大会	室戸マリン球場 他3会場	小学生	765

事業計画（34事業）に対する事業実績（21事業）の割合は、事業が新型コロナウイルスの感染状況等により中止となり61.7%となっている。

③ 補助金等の効果

本補助金は、アマチュア体育団体で組織する室戸市体育会に対してスポーツ振興・普及及び健康増進を図るため、令和4年度においては、565,773円の補助がなされ陸上部等10部会へは446,720円が配分され室戸市体育祭、室戸市選手権大会、県高校相撲室戸大会、室戸岬健康マラソン大会兼室戸ロードレースなど21事業のスポーツ大会を実施することにより、社会体育の振興を図っているものである。室戸岬健康マラソン大会は昭和37年度から続いていたロードレースに平成10年度から新たに健康マラソンを核として、5km、10km、ハーフマラソンの種目では全国各地からの参加があり、平成23年に世界認定された室戸ジオパークを眺望するコースには年々参加者も増加してきたが、新型コロナウイルスの感染状況等により令和2、3年度は中止、令和4年度再開し、501人の参加となっている。

〔 意見 〕

令和4年度は全体補助金予算額として828,000円であったが、下部組織である各部会への算定根拠は要綱によって定められていない状況である。要綱によって算定根拠を定める事を望むものである。

また、体育会の運営についての根幹を担う理事総会についての詳細な議事録、参加者についての記載が見受けられなかったため、今後は改善に努められたい。

さらに、体育会会則において、理事総会の成立要件について定められていないため、これについても早急に改正されたい。

第6 まとめ

地方自治体における補助金の支出根拠は地方自治法、同法施行令に規定されており、国・県の助成制度に基づくものは、それぞれの補助金交付要綱等により、又、市単独補助金に関しても、補助金交付規則により、交付手続等の適正な基準が定められている。よって補助対象事業ごとに補助事業等の目的及び内容、補助対象経費その他必要な事項を個別に定めた根拠規定である要綱により適正に執行されるべきであり、この要綱が交付決定及び補助金の額の確定根拠となり、所管の補助金執行手続きにおける審査基準となるものである。体育会補助金については、下部組織への配分根拠について要綱により定められていない状況であるため、早急に改正されたい。

要綱を整備することにより、交付対象団体に対し補助の目的、内容、交付要件、補助対象経費、その費目及び補助金算定基準が明確にされるとともに補助事業の適正化が図られるものである。又、この補助金については担当部署において事務局を持ち通帳、印鑑の管理を行っているが、全庁的な整備方針である室戸市任意団体等経理事務取扱要綱が確立されているため、それに従い管理体制には万全を期されたい。